

令和7年度（2025年度）東京都医師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

東京都医師国民健康保険組合の法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針に基づき、令和7年度における法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画を次のように策定する。

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規約、規則、規程、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定し、すべての役職員に配布または容易に閲覧できるようにする。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止する観点から、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を図るため、次の事業を行う。

- ① 組合報により、法令遵守の周知を行う。（年1回）
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。（年1回）

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署、同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握・報告等

- ① 役職員は、組合員または被保険者からの苦情、役職員の勤務状況や不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報の把握に努め、法令遵守担当理事（以下「担当理事」という。）に把握した情報を速やかに報告しなければならない。
- ② 担当理事は、報告（法令遵守関連情報の随時報告及び年2回の定期報告）を受けた法令遵守関連情報について、基本方針3②に基づき要求及び指導を行うとともに、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの、または、組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては理事会に報告する。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

- ① 役職員は、不祥事故またはその疑いのある行為を発見した場合は、担当理事に速やかに報告しなければならない。
- ② 担当理事は、規約・規程等に則り、理事会に報告する。
- ③ 理事長は、法令等に従い東京都保健医療局保健政策部国民健康保険課に報告するとともに、担当理事とともに適切な調査を行う。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

【 参考 1 】

東京都医師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針 （第 127 回組合会：平成 23 年 3 月 3 日制定）

1 趣 旨

東京都医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国民健康保険法その他の関係法令に沿って厳正に行われるよう、規約第 28 条第 3 号に基づき法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2 法令遵守についての基本的な考え方

組合の役職員は、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療保険制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

3 法令遵守のための組織体制

組合は、法令遵守のため、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち 1 名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。
- ② 法令遵守担当理事（以下「担当理事」という。）は、組合の被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業その他の実務を実施する部門から独立した立場で法令遵守に関する業務を行うため、関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導ができるものとする。

4 実践計画の策定・評価

組合は、法令遵守を具体的に実践するため、次のとおり実践計画を策定するとともに評価を行う。

- ① 毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画（以下、「実践計画」という。）を策定し、組合会の承認を得ることとする。
- ② 担当理事は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握する。
- ③ 理事会において、定期的には実践計画の報告・評価を行い、適時、合理的な内容のものとなるように見直しを行う。

5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6 責任追及、懲戒処分

組合会は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及するとともに、厳正かつ公平な懲戒処分等を行う。

附則

この基本方針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

東京都医師国民健康保険組合

法令遵守マニュアル

令和7年4月

第1章 法令遵守のための取組み

1 背景

平成21年、一部の国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）において、被保険者の無資格加入問題が発覚し、その不適正な事業運営や役職員による不祥事によって、厚生労働省から国庫補助金の返還を含む是正指導が行われた。

こうした事態を踏まえ、厚生労働省は、すべての国保組合に対し、法令や組合の規約・規程等に定められた基本ルールに則った事業運営を行うよう強く求めたところである。

国保組合は、わが国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人の医療保険者であり、国の国庫補助を受けると同時に、知事の認可を受けて被保険者から保険料を徴収するなど、法に基づき公営国保と同様の国保事業を運営している。また、一部の国保組合では、地方自治体からの公費補助も受けている。そのため、その業務運営には、一定の公共性と高い倫理感に基づくことが求められる団体である。

2 法令遵守の意義

このように、国保組合は、国民健康保険法に定められた公法人の保険者として、法令や組合規約・規程等を守る責務があることは当然であり、それらに違反しないこととあわせて、社会的な規範や倫理を守ることによって、社会的責任を果たしていくことが求められている。

法令遵守は、国保組合にとって業務運営の基本であるが、そのためには、法令遵守への取り組み体制を確立し、役職員の意識の向上を図るとともに、体制の不断の見直しによって、未然に不祥事故等の発生を防止することが必要となる。

3 法令遵守の体制整備の意味

東京都医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、法令や社会規範、倫理を遵守するため、組合規約・規程等において、役職員の法令遵守等の責務を定めている。

しかしながら、このたびの不祥事故の発生を鑑みると、規約・規程の趣旨を踏まえて、日々の組合の事業運営における法令遵守のための点検チェック体制を改めて明文化し、さらに、万一の不祥事故への備えを明確にして、組合員や被保険者への信頼を築いていくことが必要である。

このため、組合規約において、法令遵守のための基本方針（以下「基本方針」という。）の策定や法令遵守担当理事（以下「担当理事」という。）の設置を定めるとともに、その基本方針に基づき、毎年度、実践計画を定め、具体的な取り組みを進めていくこととする。

第2章 法令遵守に関する体制の整備

1 法令遵守のための組織体制の確立

(1) 法令遵守（コンプライアンス）ための基本方針の策定及び担当理事の設置

組合は、役職員が遵守すべき基本方針を策定するとともに、組合理事のうちから一名を担当理事として選任する。担当理事には、法令遵守に関する業務を行うため、必要な権限（関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導及びコンプライアンスに関する研修など）を付与することとする。

(2) 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の策定・評価

法令遵守体制の整備・確立に向けて、法令遵守のための具体的な実践計画（以下「実践計画」という。）を、毎年度、理事会で定め、実践計画の内容を明確にしていく。また、実践計画に基づいて行った取り組みやその達成状況について、理事会において評価のうえ、組合会に報告することとする。

(3) 法令遵守（コンプライアンス）マニュアルの策定

不適正な事業運営や不祥事故を防止するため、法令遵守の実践のための組織体制を構築するとともに、不祥事故が発生した場合の対応・手順についてのマニュアル（以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を定める。

2 不祥事故の未然防止に向けた取り組み

(1) 不祥事故の定義及び範囲

実践計画4②に定める組合の業務運営に重大な影響を与えるもの、または、組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものとして、以下の事例に該当する行為等を「不祥事故」として取り扱うこととする。ただし、組合業務に関連しない私的な行為や役職員の過失によらない業務上の事故は、不祥事故としては取り扱わない。

- ① 組合業務を遂行するに際して、法令、規約・規程等に違反する行為のうち当該業務の遂行に重大な影響を与えるもの。例えば、規約・規程等の規定に違反した、資格のない者の加入、偽装加入、法人の加入、関連団体・業者癒着などの行為が該当する。
- ② 組合業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他犯罪行為。例えば、現金着服、収納した保険料の着服、給付金の着服、過納保険料の着服などの行為が該当する。
- ③ 組合が管理する現金、有価証券等の盗難や紛失事故などが該当する。
- ④ 組合財産に損失を与える行為及び組合業務の健全かつ適切な運営に支障をきたす行為

または恐れのある行為でア及びイに掲げる事案に準ずるものが該当する。

ア 組合財産に多大な損害を与えた場合や組合が管理するプログラム情報の改ざん、毀損、さらには、個人情報の漏洩、守秘義務違反等の事案。

イ 組合の信用を失墜させる重大な犯罪や自動車事故等の事案。

(2) 組合内部の取り組み体制の充実

不祥事故の発生防止及び被害・損害の拡大を防止するため、関係諸規程・規則等の整備、コンプライアンス・マニュアルの策定及びその周知徹底に努める。また、定時監事監査のほか必要に応じ臨時的監事監査を行うなど、監査のさらなる充実を図っていく。

また、現金を取り扱う職員については、不正を未然に防ぐため、現金を取り扱わないような職務内容の見直しや内部けん制の強化に努めていく。

さらには、不祥事故などの情報を通報した者（公益通報者）が、不利益を受けないようその保護に努めることが必要である（公益通報者保護法、平成16年6月18日法律第122号）。ただし、他人を誹謗中傷する情報については、この限りではない。

そのため、組合は、未然防止のために、次のような具体的な取り組みを行う。

① 内部チェック

不祥事故の発生を未然に防止するため、平素の組合業務において、声かけなどを通じて職員相互が業務の連携を図り、業務処理の注意喚起等に努めるとともに、現金事故の発生を防止するため、現金の取り扱いを少なくするなど業務の見直しや改善を図っていく。

② 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、実践計画2に定めるところにより、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

ア 組合報により、法令遵守の周知。（年1回）

イ 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施。（年1回）

③ 法令遵守のための管理

実践計画3に定めるように、事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署、同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

(3) 役職員の職責

① 理事

ア 理事は、誠実かつ率先しコンプライアンスに取り組むとともに、役職員の法令遵守

に関する意識の向上とコンプライアンスの体制の確立に努める。

イ 監事は、組合の法令遵守に関する業務について、担当理事からの報告を受け、執行状況を監査する。

② 担当理事

担当理事は、基本方針 3 ②及び 4 ②の規定に基づき、以下の組合の法令遵守事項を統括する。

ア 法令遵守に関する取り組みの企画立案及び調整

イ 役職員に対する法令遵守に関する研修等の実施

ウ 役職員からの法令遵守に関連する情報の通報受理及び相談等の対応

エ 法令遵守に関する状況の把握、調査の実施

オ 監事監査もしくは内部検査または行政による検査に係る指摘事項に対する改善措置状況の把握及び改善に向けた措置の実施

③ 職員

職員は、法令遵守を重視し、良識ある行動を心がけ、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに自己研鑽に努める。

④ 法令遵守担当者

ア 理事長は、職員のうち 1 名を法令遵守担当者（以下「担当者」という。）として選任する。

イ 担当者は、法令遵守事項に関して担当理事との報告、連絡、協議を行い、組合における法令遵守の各種取り組みの推進について、担当理事を補佐する。

ウ 法令遵守に関連する情報の通報受理及び相談等の対応を行う。

第 3 章 不祥事故発生時の対応

1 担当理事及び担当者の対応

担当理事及び担当者は、不祥事故に該当すると判断される事案であって、その事案が組合の事業運営に重大な影響を与えると想定される場合は、速やかに理事会に報告する。

2 理事会の対応

(1) 不祥事故が発生したと判断されたときは、ただちに理事会を開催する。

(2) 理事会は、情報収集と調査分析に基づき、組合としての対処方針を決定する。

(3) 対処方針は、応急的な対応のみではなく、事案の因果関係等の分析に基づく今後の改善措置も視野に入れて策定し、被害者がある場合には、誠意ある対応に配慮する。

- (4) 理事長は、監督官庁に速やかに報告するとともに、取り扱いを協議し、事案によっては司法当局への速やかな通報を行うこととする。
- (5) 個人情報の保護に係る情報や不確実な情報を除き、不祥事故発生時の情報は公開を原則とする。

3 被害者、組合員等への対応

理事会として対応策を取りまとめ、判明している事案の事実に基づき、被害者や組合員等に説明する。特に、被害者に対しては誠意を持って対応することを心がける。

4 マスコミへの対応

不祥事故発生時のマスコミ取材対応については、監督官庁と協議しながら、担当理事が対応する。取材時間の制限及び説明内容については、理事会の意向に沿って行うよう留意する。理事会で事実確認が出来ていない情報、個人情報保護にかかる情報、組合の機密にかかる情報についての説明は行わないこととする。

5 法的な問題への対応

不祥事故に法的な問題が含まれている場合は、必ず、監督官庁に相談し対応する。

第4章 関係者等の処分

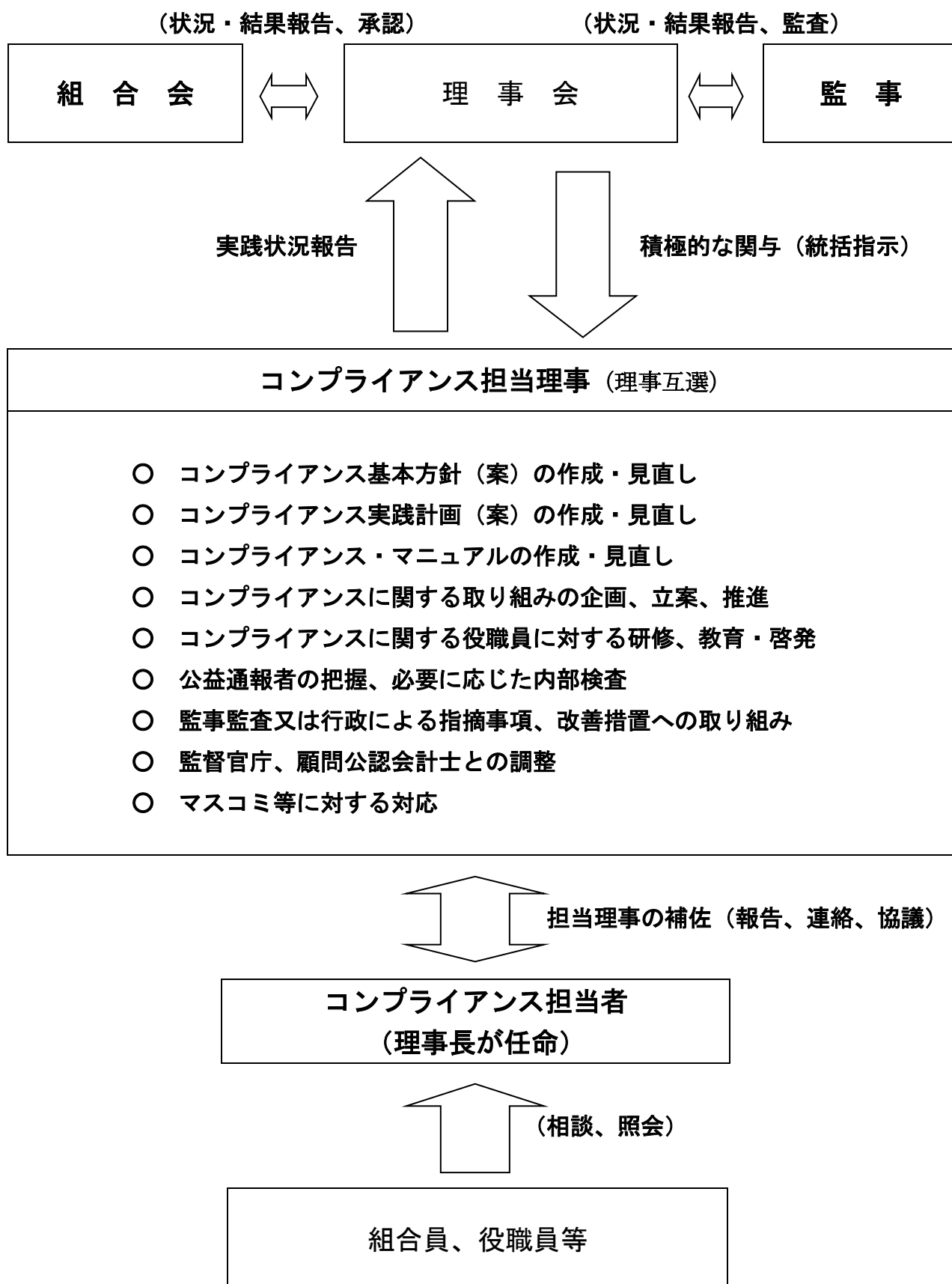
当事者の処分等は、法令、規約、規則及び規程等に基づき厳正に行うとともに、再発防止のための措置を講じる。

当事者が職員の場合については、労働基準法、就業規則及び規程等に基づき、理事会において懲戒処分を決定し、組合会に報告する。また、処分に併せ、当該職員に対し、カウンセリングを実施し、今後の不祥事故防止に備える。

当事者が役員の場合には、法令、規約及び規程等に則り、理事会の合意を得て組合会の議決により懲戒処分を決定する。

なお、役職員の処分内容については、一般社会における類似の不祥事故を参考に、慎重に取り扱うことに留意する。

【 コンプライアンス組織体制図 】



【 不祥事故対応体制図 】

